

都市監査基準検討過程において特別委員都市から提案のあった対案及びその理由

都市監査基準	特別委員都市から提案のあった対案	対案の理由
<p>(前文) 各都市の監査委員が監査基準を定めるに当たり、参考とすることができるよう、都市監査基準を制定する。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 都市監査基準(以下「本基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第10号までの監査(以下「監査」という。)、同項第11号の検査(以下「検査」という。)及び同項第12号から第16号までの審</p>		

<p>査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。</p> <p>（規範性）</p> <p>第2条 本基準は法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、本基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。</p> <p>（監査等の目的）</p> <p>第3条 監査等の目的は、都市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の</p>		
---	--	--

<p>福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。</p> <p>2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第21条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。</p> <p>(監査等の種類及びそれぞれの目的)</p> <p>第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 財務監査(法第199条第1項) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(2) 行政監査(法第199条第2項) 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(3) 住民の直接請求に基づく監査</p>		
--	--	--

<p>(法第 75 条) 選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(4) 議会の請求に基づく監査 (法第 98 条第 2 項) 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(5) 市長の要求に基づく監査 (法第 199 条第 6 項) 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること</p> <p>(6) 財政援助団体等に対する監査 (法第 199 条第 7 項) 補助金、交</p>		
--	--	--

<p>付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること</p> <p>(7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項） 監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること</p> <p>(8) 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条） 住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること</p>		
--	--	--

<p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項又は公企法第 34 条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること</p> <p>(10) 共同設置機関の監査（法第 252 条の 11 第 4 項） 共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること</p> <p>(11) 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること</p> <p>(12) 決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項） 決算そ</p>		
--	--	--

<p>の他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p> <p>(13) 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項）基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているか審査すること</p> <p>(14) 健全化判断比率審査（健全化法第 3 条第 1 項）健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p> <p>(15) 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項）資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること</p> <p>(16) 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第 5 項）市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備</p>	<p><b>【対案】</b></p> <p>(16) 内部統制評価報告書審査（法第 150 条第 5 項）市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、<b>報告書が相当であるかどうか審査すること</b></p>	<p><b>【対案の理由】</b></p> <p>内部統制審査は「重大な不備」のみを問題とするものではないため文言訂正が必要。</p> <p>また「重大な」というあいまいな表現を基準の中で使用するのを避けることが望</p>
---	--	---

<p>に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること</p> <p>2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。</p> <p>3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。</p> <p><b>第2章 一般基準</b> （倫理規範）</p> <p>第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り誠実な態度を保持するものとする。</p> <p>2 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。</p> <p>3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後</p>	<p>（第21条第2項16号も同様）</p>	<p>ましい。</p> <p>（第21条第2項16号も同様）</p>
---	------------------------	------------------------------------



<p>も同様とする。</p> <p>4 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第3条の目的を果たすため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。</p> <p>(指導的機能の発揮)</p> <p>第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。</p> <p>(監査等の実施)</p> <p>第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。</p> <p>なお、その場合のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、必要に</p>	<p><b>【対案】</b></p> <p>第7条 (組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を削除し、「監査等の対象に係るリスク」について、改めて定義する。</p>	<p><b>【対案の理由】</b></p> <p>内部統制の整備及び運用に関しての最終責任者は、長である。長が住民の福祉の増進を図る目的をもって事務の適切な執行を確保するため、長自らが内部統制を整備し運用している。長に内部統制を構築する責任があり、この長から見た内部統制に係るリスクの定義が内部統制ガイドラインに「組織目的の達成を阻害する要因を</p>
--	---	--

<p>応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。</p>		<p>いう」であると記載されている。</p> <p>他方、監査基準策定の主体は監査委員である。監査委員が主体となり監査する対象は、長の構築した内部統制も含まれ、長が行った財務行為の領域全般をも監査対象としている。</p> <p>以上のように、内部統制の構築主体と監査基準の策定主体は異なり、内部統制の対象領域と監査基準の対象領域も異なる。内部統制ガイドラインに定義してあるリスクと監査基準で定義すべき監査等の対象に係るリスクとは本質的に異なるリスクであり、当然に区別すべきものであると考える。</p> <p>内部統制の制度化と監査制度の充実強化は一体として機能すべきであって、車の両輪とも言える。しかし、これらは別の規定である。もし色々な用語の概念を共有するのであれば、内部統制ガイドライン、監査基準の冒頭で共用する用語及びその旨を記載すべきであり、その記載の重要性は十分にある。別々の規定で使われる用語の</p>
--	--	---

<p>2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。</p>	<p><b>【対案】</b></p> <p>2 監査委員は、監査等の種類に応じ、<b>内部統制の整備運用状況に応じ</b>て、適切に監査等を行うものとする。</p>	<p>概念の定義を単純には共有できないと考えるのが理論的である。もし仮に「一体のものとして導入する」のであるからリスク定義も共有する合理的理由と考えるとと言われるのであれば、監査基準の中に内部統制の制度化ガイドライン規定を含めることとなる。その逆はあり得ない。その結果、監査基準のリスク定義がこの基準の中での整合性を欠くことになるのは当然の帰結である。何故なら、内部統制監査制度でなく、内部統制制度の導入・実施ガイドラインのリスク定義、この定義を監査基準に安易に流用する事が整合性を欠く原因となっているからである。</p> <p><b>【対案の理由】</b></p> <p>「内部統制に依拠する」という表現は、内部統制評価報告書を審査した結果、それが『相当である』という結論になった場合、内部統制を監査対象から外してよいという解釈につながら</p>
--	--	--

<p>(報告の徴取)</p> <p>第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。</p> <p>(監査調書等の作成及び保存)</p> <p>第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)、監査等の内容、判断の過</p>		<p>ないかと危惧する。もしそうならば、自治体の内部統制及び監査機能の充実に逆行することになる。</p>
---	--	--

<p>程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。</p> <p>(情報管理)</p> <p>第 10 条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うものとする。</p> <p>(品質管理)</p> <p>第 11 条 監査委員は、本基準に則ってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。</p> <p>2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。</p>		
---	--	--

<p>3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。</p> <p>4 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。</p> <p><b>第3章 実施基準</b> (合理的な基礎の形成)</p> <p>第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。</p> <p>(監査等の実施方針及び計画の策定)</p> <p>第13条 監査委員は、都市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、</p>		
--	--	--

<p>監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。</p> <p>2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。</p> <p>3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 実施予定の監査等の種類及び対象</p> <p>(2) 監査等の対象別実施予定時期</p> <p>(3) 監査等の実施体制</p> <p>(4) その他必要と認める事項</p> <p>4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的</p>		
---	--	--

<p>に次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 監査等の種類</li> <li>(2) 監査等の対象</li> <li>(3) 監査等の着眼点</li> <li>(4) 監査等の主な実施手続</li> <li>(5) 監査等の実施場所及び日程</li> <li>(6) 監査等の担当者及び事務分担</li> <li>(7) その他監査等の実施上必要と認める事項</li> </ol> <p>(監査等の計画の変更)</p> <p>第 14 条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。</p> <p>(監査等の手続)</p> <p>第 15 条 監査委員は十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係る</p>		
--	--	--



<p>リスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。</p> <p>3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。</p> <p>4 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若し</p>		
--	--	--

<p>くは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。</p> <p>(実施すべき監査等の手続の適用)</p> <p>第 16 条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。</p> <p>(各種の監査等の有機的な連携及び調整)</p> <p>第 17 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。</p>		
--	--	--

<p>(監査専門委員の選任、他者情報の活用及び調整)</p> <p>第 18 条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。</p> <p>2 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第 199 条第 7 項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。</p> <p>3 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。</p> <p>4 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。</p>		
--	--	--

<p>5 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。</p> <p>(弁明、見解等の聴取)</p> <p>第 19 条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。</p> <p><b>第 4 章 報告基準</b></p> <p>(監査等の結果に関する報告等の提出等)</p> <p>第 20 条 監査委員は、監査（第 4 条第 1 項第 8 号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（第 4 条第 1 項第 9 号の監査においては市長又は企業管理者、同項第 10 号の監査においては他の関係普通地方公共団体の長）へ提出するものとする。</p> <p>なお、監査（第 4 条第 1 項第 7 号から第 10 号までの監査を除く。）の</p>		
--	--	--

<p>結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。</p> <p>2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。</p> <p>3 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。</p> <p>(監査等の結果に関する報告等への記載事項)</p> <p>第 21 条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 本基準に準拠している旨</p> <p>(2) 監査等の種類</p> <p>(3) 監査等の対象</p>		
---	--	--

<p>(4) 監査等の着眼点  (5) 監査等の主な実施内容  (6) 監査等の実施場所及び日程  (7) 監査等の結果  (8) その他必要と認める事項</p> <p>2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対</p>	<p><b>【対案】</b>  第21条第2項、第3項を削除</p>	<p><b>【対案の理由】</b>  第2項冒頭で『各号に定める事項が認められる場合にはその旨…記載する』とする一方で、第3項では『各号に定める事項が認められない場合にはその旨…記載する』とされている。つまりこの規定は『…法令に適合し、…合理化に努めている』か否かの全体に対する意見(総合意見)の記載を求めていることになる。</p> <p>これは、現行の指摘型監査である監査委員監査制度から逸脱した考え方である。少なくともそう解釈する都市は全国に沢山あると思われる。</p>
---	--	---

<p>象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(3) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(4) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(5) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載</p>		
--	--	--

<p>事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(6) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること</p> <p>(7) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること</p> <p>(8) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りに</p>		
--	--	--



<p>において、監査の対象となった請求に理由があること</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること</p> <p>(10) 共同設置機関の監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること</p> <p>(11) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること</p> <p>(12) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審</p>		
--	--	--

<p>査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>(13) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること</p> <p>(14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>(15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること</p> <p>(16) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認</p>		
--	--	--

<p>した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること</p> <p>3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>4 監査委員は、是正又は改善が必要</p>		
---	--	--

<p>である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。</p> <p>5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。</p> <p>6 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。</p>		
---	--	--

<p>(監査委員の合議)</p> <p>第 22 条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、及び第 9 号に定める監査結果</p> <p>(2) 第 4 条第 1 項第 8 号に定める監査及び勧告</p> <p>(3) 第 4 条第 1 項第 12 号から第 16 号までに定める審査意見</p> <p>(4) 包括外部監査人の監査結果に関する意見 (法第 252 条の 38 第 5 項)</p> <p>(5) 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見 (法第 252 条の 39 第 7 項)</p> <p>(6) 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見 (法第 252 条の 40 第 4 項)</p> <p>(7) 市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査</p>		
---	--	--

<p>によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 41 第 4 項）</p> <p>(8) 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 42 第 4 項）</p> <p>(9) 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第 252 条の 43 第 3 項及び第 8 項）</p> <p>(10) 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第 252 条の 43 第 5 項）</p> <p>2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨</p>		
--	--	--

<p>及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。 (監査等の結果に関する報告等の公表)</p> <p>第 23 条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 10 号について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。</p> <p>(1) 監査の結果に関する報告の内容</p> <p>(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容</p> <p>(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容 (措置状況の報告等)</p> <p>第 24 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を</p>		
---	--	--

<p>した者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。</p> <p>2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。</p> <p>3 監査委員は、第4条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。</p>		
--	--	--